

板橋区空き保育室活用型定期利用保育事業実施要綱

(平成30年1月26日区長決定)

(平成31年2月25日一部改正)

(令和3年3月31日一部改正)

(令和4年6月30日一部改正)

(令和5年2月20日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、緊急1歳児受入事業実施要綱（平成30年3月30日付29福保子保第5924号）に基づき、第3条に規定する対象児童について、保育所等における空き定員や余裕スペース等を活用した定期利用保育事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(事業者の要件)

第2条 事業の実施事業者（以下「事業者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 第7条に規定する実施施設を運営する民間事業者であること。
- (2) 前号に規定する事業者が運営する実施施設に空き室が生じていること又は生じる見込みであること。
- (3) 事業を実施するために必要な保育室の設備及び保育従事職員が確保されていること。
- (4) 事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。
- (5) 法人住民税を滞納していないこと。

(入所対象児童)

第3条 事業の利用対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす児童とする。

- (1) 区内に居住し、集団保育が可能であること。
- (2) 保護者又は現に児童を監護する者（以下「保護者等」という。）が利用開始日（月の初日とする。）現在、就労、出産、求職その他の理由により継続して当該対象児童を保育することができない場合であること。
- (3) 認可保育所等に入所申請をし、入所不承諾となった児童であること。
- (4) 当該年度の初日の前日における満年齢が1歳である児童であること。

(定員)

第4条 事業の定員は、第8条に規定する基準を満たす範囲において、板橋区長（以下「区長」という。）と協議し、第11条第3項に規定する協定の中で定員を定めるものとする。

(開所日)

第5条 開所日は、原則として次に掲げる日を除く毎日とする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日
- (2) 年末年始（12月29日から1月3日まで）

(開所時間)

第6条 事業の開所時間は、実施する施設の開所時間とする。

(実施施設)

第7条 実施施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定により設置された板橋区内の保育所とする。

(設備及び人員)

第8条 事業の実施にあたっての設備及び人員は、当該事業対象児童を含めた保育児童数に照らし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び東京都板橋区保育所設置認可等事務取扱要綱（令和4年6月13日区長決定）に適合したものとする。

(契約)

第9条 事業者は、入所対象児童の保育について、次の各号に掲げる事項を内容に含む入所契約を保護者等との間で直接締結することとし、当該契約を締結した事業者は、次に掲げる内容を記載した報告書等を区長に提出しなければならない。

- (1) 入所する児童の氏名及び生年月日
 - (2) 保護者等の氏名、続柄及び住所
 - (3) 保育時間及び保育の期間
 - (4) 児童の保育料
- 2 前項の規定により締結する契約書は2通作成することとし、事業者及び保護者等で各一通保管するものとする。
- 3 事業者は、契約締結に当たり、保護者等に対し事業における保育サービス等の説明をしなければならない。
- 4 事業者は、保護者等が契約を解除した場合、速やかに区へ報告するものとする。
- 5 事業の契約期間は、利用を開始した月が属する年度の末日までとする。

(保育料等)

第10条 保育料は、月額30,000円を上限として事業者が設定するものとする。

- 2 保育料の額には、基本の保育料のほか、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、給食費、補食代金及びこれらにかかる消費税相当分を含むものとする。

(指定等の手続)

第11条 事業者としての指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、板橋区空き保育室活用型定期利用保育事業申請書(別記様式第1号)に第2条第5号に掲げる要件を満たしていることを証する書類(法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書(控)の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し)を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認めた場合は、指定通知書により、また不適当と認めた場合は、不適当通知書によりそれぞれ申請者に通知する。

3 区長は、前項の規定により決定した事業者と、事業実施に関する協定を締結するものとする。

4 事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止しようとする日の6か月前までに板橋区空き保育室活用型定期利用保育事業廃止(休止)申請書(別記様式第2号)を区長に提出し、協議しなければならない。

5 区長は、前項の申請があったときは、審査の上、指定の廃止又は休止の決定を行い、廃止又は休止通知書を事業者に通知する。

(指導監督)

第12条 事業者は、区長が事業者に対して必要な報告を求める場合及び立入調査を行う場合には、これに応じなければならない。

(指定の取消し)

第13条 区長は、次のいずれかの場合、指定を取り消すことができる。

(1) 保育内容や設備等に法令又は要綱等の重大な違反があったとき。

(2) 虚偽の補助金等の請求その他不正の事実が判明したとき。

(3) 前条の規定による指導監督等に応じず、又は指導監督等が行われた内容について、改善がされないとき。

(4) 事業者が法人住民税を滞納し、これに対して区が納付を指導したにもかかわらず、なお納付をしないとき。

(5) その他、事業の運営等に問題があり、取り消すことが適当であると区長が認めたとき。

2 区長は、前項に規定するいずれかの事由により指定の取消しを決定したときは、指定取消通知書により事業者に通知する。

(補助金の交付)

第14条 区長は、この要綱に基づく事業に関して、別に定める要綱により予算の範囲内において、次の事項について補助金を支出することができる。

- (1) 保育経費
- (2) 開設準備経費

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、区長決定の日から施行する。
- 2 契約その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第3条に1号を加える改正規定及び第7条の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

板橋区空き保育室活用型定期利用保育事業申請書

（宛先）板橋区長

住 所
名 称
代表者

定期利用保育事業の指定を受けたいため、板橋区空き保育室活用型定期利用保育事業実施要綱第11条第1項の規定に基づき提出します。

指定を受ける事業所	フリガナ	
	名 称	
	住 所	〒
	電 話	
	事業開始 年月日	年 月 日

（保育実施場所・職員配置など）

保育実施場所	施設名（ ） 保育を実施する教室（スペース） （ ）
定員	人
保育従事職員の人数	総数（ ）人 うち保育士有資格者（ ）人
調理員	人
その他	人

備考

※保育を実施する教室（スペース）は、何歳児クラスの教室を使用するのかをご記入ください。

※保育従事職員の総数は、施設勤務の全職員をご記入ください。

別記様式第2号（第11条関係）

年 月 日

板橋区空き保育室活用型定期利用保育事業廃止（休止）申請書

（宛先）板橋区長

住 所
名 称
代表者

定期利用保育事業を廃止（休止）しますので、板橋区空き保育室活用型定期利用保育事業実施要綱第11条第4項の規定に基づき提出いたします。

事業を廃止（休止）する事業所	フリガナ	
	名 称	
	住 所	〒
	電 話	
事業の廃止又は休止の別	廃 止 休 止	
事業を廃止する年月日	年 月 日	
事業を廃止（休止）する理由		
事業休止の予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	

備考

「事業の廃止又は休止の別」の欄は、該当する事項を○で囲んでください。